

(19) 【発行国・地域】日本国特許庁(JP)

(45) 【発行日】令和1年12月9日(2019.12.9)

(12) 【公報種別】意匠公報(S)

(11) 【登録番号】意匠登録第1647545号(D1647545)

(24) 【登録日】令和1年11月15日(2019.11.15)

(54) 【意匠に係る物品】コミュニケーション機能付き電子計算機

【部分意匠】

【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1647746号(D1647746)

(52) 【意匠分類】H7-725W12

(51) 【国際意匠分類】Loc(11)Cl.14-03

【Dターム】H7-725G、H7-725AA

(21) 【出願番号】意願2018-26244(D2018-26244)

(22) 【出願日】平成30年12月3日(2018.12.3)

(31) 【優先権主張番号】29/668,181

(32) 【優先日】平成30年10月29日(2018.10.29)

(33) 【優先権主張国・地域又は機関】米国(US)

(72) 【創作者】

【氏名】パブロ カーロ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ アップル パーク ウェイ  
ワン エムエス 302-1エイチアイ アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】ジェ ウー チャン

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ アップル パーク ウェイ  
ワン エムエス 272-6ピージー アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】ロバート ガルシア ザ サード

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ アップル パーク ウェイ  
ワン エムエス 302-1エイチアイ アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】スティーブン オー リメイ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ アップル パーク ウェイ  
ワン エムエス 302-1エイチアイ アップル インコーポレイテッド内

(72) 【創作者】

【氏名】マルセル ファン オース

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ アップル パーク ウェイ  
ワン エムエス 302-1エイチアイ アップル インコーポレイテッド内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】503260918

【氏名又は名称】アップル インコーポレイテッド

【氏名又は名称原語表記】Apple Inc.

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ アップル パーク ウェイ  
ワン

【住所又は居所原語表記】One Apple Park Way, Cupertino, California 95014, U.S.A.

(74) 【代理人】

【識別番号】100094569

【弁理士】

【氏名又は名称】田中 伸一郎

(74) 【代理人】

【識別番号】100088694

## 【弁理士】

【氏名又は名称】弟子丸 健

( 7 4 ) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 0 3 6 1 0

## 【弁理士】

【氏名又は名称】吉 田 和彦

( 7 4 ) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 0 9 5 8 9 8

## 【弁理士】

【氏名又は名称】松下 満

( 7 4 ) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 0 9 8 4 7 5

## 【弁理士】

【氏名又は名称】倉澤 伊知郎

( 7 4 ) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 3 0 9 3 7

## 【弁理士】

【氏名又は名称】山本 泰史

( 7 4 ) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 4 7 9 6 8

## 【弁理士】

【氏名又は名称】工藤 由里子

【新規性喪失の例外の表示】意匠法第 4 条第 2 項の適用申請がありました。

【審査官】小林 佑二

( 5 5 ) 【意匠に係る物品の説明】 [ 正面図 ]、及び [ 正面図の表示部拡大図 ] に表された画像は、例えば、ビデオおよび/または音声通話コミュニケーション機能等のコミュニケーション機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像である。

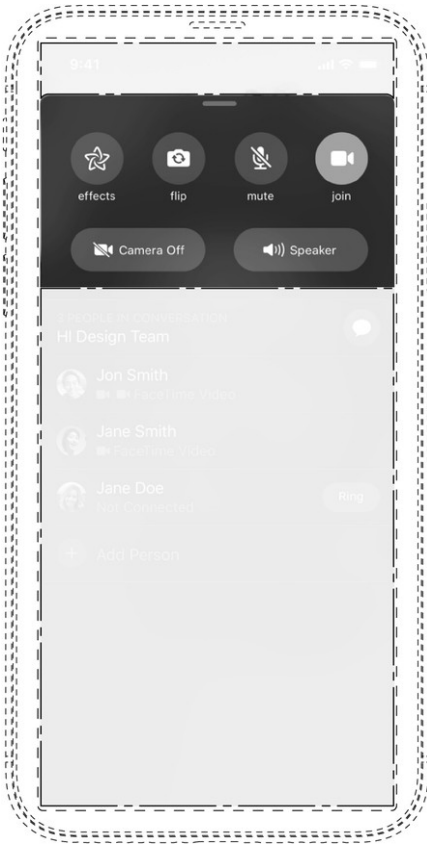
( 5 5 ) 【意匠の説明】破線で表された部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線であり、一点鎖線で囲まれた部分は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分である。背面図、右側面図及び底面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

## 【図面】

【正面図】

(3)

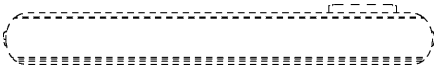
意匠登録 1 6 4 7 5 4 5



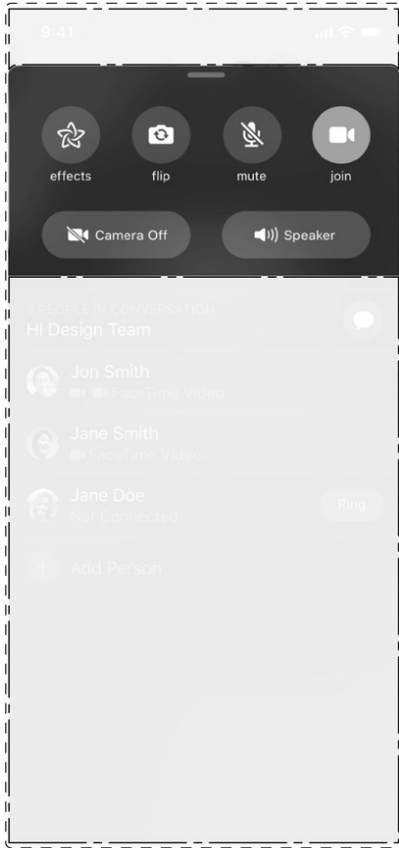
【左側面図】



【平面図】



【正面図の表示部拡大図】



(56) 【参考文献】大韓民国意匠商標公報、14-24号、(2014-7-31)、30-0754741、(特許庁意匠課公知資料番号HH26432180) 米国特許商標公報、(2016-5-10)、D755830、(特許庁意匠課公知資料番号HH28310341) 米国特許商標公報、(2016-6-14)、D759085、(特許庁意匠課公知資料番号HH28313931) 杭州弄网科技有限公司、ホームページ掲載実績あり、(特許庁意匠課公知資料番号HJ30112547)